

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十六号

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の〇・九」を「千分の〇・四四」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。